

保育闘争委員会ニュース 公的保育を守り拡充させよう

2010年
10月14日(木)
第3号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

江東区職労定期大会 「新システム」導入阻止、公的保 育守る運動を確認 各園で父母会との共催の学習会展開

江東区職労は、10月7日の区職労大会で「子ども・子育て新システム」の導入を阻止し「公的保育を守る運動」を進めていくことを確認しました。

保育園支部は、「新システム」の内容を組合員・保護者・地域住民に知らせていくことが大切だとして、学習宣伝活動を旺盛に行うことを決定しました。まずは「組合員が学習すること」として、10月27日・28日に加藤久忠氏を講師に10割学習会を計画、10月23日の東京の自治体保育労働者の学習決起集会も含めて、全組合員が学習会に参加することをめざしています。

保護者に向けては、年間を通して行っている門前ビラ行動で、10月26日～28日に「新システム」について知らせるチラシをまきます。江東は父母の会連合会との共同の運動も定着しており、例年同様、各園の父母の会と共催の学習会を11月中に行うことにしました。

署名活動は一人50筆とることを目標とし、土日を中心に7回街頭宣伝行動、各園の取り組みとして、園独自で署名宣伝行動（団地・駅頭・商店街等）を行うことを決定しています。

全組合員の行動に先駆け、日曜日の9月26日、支部役員中心に、「土建まつり」「フリーマーケット」の行われている木場公園で署名宣伝活動を行いました。1時間足らずの間に9名で180筆の署名を集め、区民の関心の高さを実感しています。

日弁連決議、「新システム」を厳しく 批判

日本のすべての弁護士が登録している日弁連（日本弁護士連合会）は、10月8日に第53回人権擁護大会を開催し、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもの生きる権利、成長し発達する権利の実現を求める決議」を採択しています。その中では、政府の保育におけるこの間の規制緩和の動向や「子ども・子育て新システム」の内容を厳しく批判し、国・自治体の公的保育の保障、実施義務の堅持を求めています。

決議の保育の部分をご紹介します。

【決議】第2の1

すべての子どもが良質な保育を受ける権利を保障し、これを享受できるよう、保育施設を量的に拡充し、かつ、質的に向上させること。

【提案理由】

政府は、近年、保育政策でのコスト削減を優先させてきた。その結果、働く母親が増えたことなどによる需要の増大にもかかわらず、認可保育所数は微

増にとどまった。保育が必要であるのに保育を受けられていない待機児童数は、この10年間、増加傾向にある。貧困のため働く必要から子どもを保育所に入所させようにも、認可保育所への入所は容易ではなく、さらに認可外保育施設は費用負担が大きく、その費用をまかなうことは困難である。

また、保育分野でも規制緩和政策が推進され、定員超過の容認や保育士の非正規化、保育施設設置への株式会社参入の促進のみならず、保育施設の最低基準の一部の撤廃・地方条例化が進められようとしている。これらの政策は、保育の質の低下を招き、子どもの成長と発達に重要な意義を有する保育の機能を弱めることとなる。

さらに、保育の市場化に向けて、保育の実施義務を廃し、保育の公的保障の責任を放棄しようとする動きもあり、このような責任放棄は、子どものいのちや健康を脅かすものとして強く懸念される

【提言】

保育を受ける権利の保障

乳幼児のいる親が貧困から脱するために労働したり求職活動をしたり職業訓練をしたりするには、保育が必要不可欠である。にもかかわらず、保育施設の不足は深刻であり、量的な拡充がなされなければならない。しかし、それだけでは子どもの貧困の解決に向けて保育の機能を十分に発揮することはできない。

保育とは、乳幼児期の子どもが、安全に、安心して生きていくこと及び成長発達していくことを保障するための営みをいう。憲法13条、25条、26条及び子どもの権利条約によって、子どもには、保育を受ける権利が保障されている。

乳幼児期の子どもに対し、できるだけ早期に良質な保育を保障することによって、その後の成長発達に良好な影響を与えることが、欧米での数々の研究結果で明らかになっており、良質な保育の保障は、貧困の連鎖を断ち切るための大きな力となる。

政府及び自治体は、保育を必要としているすべての子どもに保育を実施する仕組みを作らなければならない責務、すなわち保育の公的保障の責任を負う（児童福祉法24条本文）。同規定は堅持されなければならない、同旨の規定が幼稚園・認定子ども園を含むすべての保育施設について規定されるべきである。

政府は、現在進めている最小のコストによる保育政策を直ちに転換させ、保育の質を向上させるべく、保育分野での規制緩和政策を転換し、保育施設の最低基準を堅持・充実させなければならない。

【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者はその旨メールで申し込んでください】